

第 1 1 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 9 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	1 2	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	1 4	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	1 5	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	1 7	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 なし

6. 議 長 議席 1 9 番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 4 番 曾我 秀美 委員
議席 5 番 中本 芳美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 5 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 5 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 5 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 5 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 8 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第 5 9 号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4 名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	澤田 均
係長	西田 輝彰

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は0名。遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席4番曾我秀美委員、議席5番中本芳美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号11については、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号18と関連がございますので一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11番と議案第56号、5条調書の整理番号18番について説明します。調書は3ページ、整理番号11番についての参考図は1ページから2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は、申請地に隣接する農地が宅地に転用されることから、同時に処分をしたいと考えていたところ、入居後、隣接地で樹園管理をしたいと考えていた譲受人とで所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして5条調書、整理番号18番について説明します。調書は11ページ、参考図は53ページ、54ページ、土地利用計画図は55ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、自己用一戸建住宅を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人のライフステージの変化により、実家隣接地にて新たな住居スペースが必要となり、譲渡人2名からなる2筆の畑地において、建築面積100.2平方メートル、建ぺい率20.12パーセントとなる住宅を建築されます。造成工事については、樹園を伐根し地盤改良後、必要最小限の盛土での整地とし、敷地北側

には住宅を、敷地余地には自家用車2台のスペースを確保されます。空閑地となる南側には敷地一体の庭としてコンクリート張りの球技用コートを整備される計画です。雨水排水については、宅地周囲に設置する柵で集水し、前面市道に接続放流するとともに、南側コートの表面水は地盤勾配により南東の新設する浸透柵に導水されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 3条調書、整理番号11及び5条調書、整理番号18については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。

ただいま、事務局で説明いただいたとおりです。

令和6年4月23日に大原推進委員と現地確認を行いました。譲受人はご結婚後の住居を考えておられ、実家ではそのスペースが無く、隣接する土地の所有者の方に相談され双方の合意が得られました。住居を建て、その隣の茶畑を購入後は家庭菜園として利用されます。農事組合長及び隣地の方の同意も得られており、許可相当と判断いたしました。

地元を離れる若い方が多い中、今回のように地元に留まることを選択され、地域の皆さんも大変喜んでおられます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号25大原推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号25大原です。今回の案件につきまして、特にこの地域の高齢者比率が、後5年程で50%を超え、非常に少子高齢化が進んでいます。また、70強の世帯がある中で、8世帯程が空き家となっており、20年後は限界集落に向かっているのではないかと非常に危惧している中で、新たに子どもがこの地域に結婚して住むということで、地域としても非常に喜んでいきます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号11について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号11については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号18について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、5条調書、整理番号18については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号12について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号12番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地及び青地農地です。
- 申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地近くに居住しており、申請地にて果樹・綿花の栽培を行う予定です。農機具を所有し、農業学校を卒業した親族の応援を受けられることから耕作に支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号12については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。先ほど事務局より詳しく説明いただいたとおりです。令和6年4月17日に申請者の立ち会いのもと安田推進委員と現地確認を行いました。土地の持ち主は高齢で後継者の方も遠方にお住まいのため、今後の管理が出来なくなることを悩んでおられたところ、農地を拡大していきたいと考えておられた譲受人と合意をされました。譲受人は自宅で綿花を扱うお仕事をされ

ており、今後収穫体験や織り初めなどの教室をしたいと考えておられます。譲受人は今後も農地として活用していかれることから許可相当と判断いたしました。どうぞよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号 27 安田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 27 安田です。ただいま事務局及び農業委員から説明があったとおりです。現在、譲受人は農地拡大を積極的に取り組んでおられ、綿花あるいは果樹の栽培をされるということをお聞きしております。農地利用最適化推進に問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 12 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 12 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 13 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 13 番について説明します。参考図は 5 ページ、6 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は市外在住ですが、兄弟姉妹と親が市内に在住しており、これまでも親族と連携しながら、市内の別個所でハウス栽培をされていました。今回、規模拡大により、新たな農地を取得されることとなり、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 13 については、議席 17 番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。令和6年5月11日に山本推進委員と申請者から申請理由について聞き取りをさせていただきました。詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。地元の了解も得られています。許可相当と認めました。よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36番山本です。現在不耕作地ですがハウスでトマト栽培をされるということで、農地の有効利用の観点からも特に問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号13について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人が所有する申請地の隣接宅地に賃借し入居していましたが、そのまま家屋を購入することとなり、関連して隣接する畑を取得されるもので、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。これまでからも自家消費用の野菜を栽培されており、農業への従事期間を十分に確保し、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号14については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局から説明がございましたように、今まで借地として畑の耕作もされておりましたが、今回購入ということで5月6日に田村推進委員と現地確認をして参りました。非常に丁寧に管理されておりましたので、今後についても問題ないと考えます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号39田村推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号39番田村です。事務局並びに黄瀬農業委員がご説明されたとおり、今回の売買により野菜を売りたいということで、確認に行かせていただいた時に近隣農家の方としゃべらせていただきましたが、この売買について賛成されていましてことを補足し、説明とさせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号14について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号15については、次の整理番号16と関連がございますので一括審議といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号15番、整理番号16番について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページ、整理番号16番の参考図は11ページ、12ページです。申請地は、いずれも農業振興地域内の白地農地です。
申請農地は譲受人の自宅隣接地であり、このたび譲渡人との土地交換による所

有権移転について双方合意し、申請されました。申請地は現在不耕作であり、今後は大豆の栽培を行う予定です。また、整理番号16番はもう一方の土地交換であり、譲受人の居所から600mほどの位置する申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、整理番号15番、整理番号16番のいずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号15及び整理番号16については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局から説明がございましたように、田村推進委員、譲受人、譲渡人と面会をさせていただき、現地も確認しました。事務局の説明とおり遂行するということで許可相当と考えました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 続いて、区域番号39田村推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号39番田村です。詳細につきましては事務局並びに黄瀬農業委員が申されたとおりでございます。譲受人の2人については、現在、土地持ち非農家でございます。この交換に伴いまして、わずかではございますが就農されるということで、地元の人間としては、農家が増えるということで非常に喜んでおる次第でございます。皆様方の審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号15について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号16について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号17について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号17番について説明します。参考図は13ページから18ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地及び白地農地です。
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親戚にあたり、居所からほど近い申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。対象の農地面積は大きいものの、農機具を所有し、作業歴40年以上あることから耕作に支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号17については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局の説明がありましたとおりでございます。福山推進委員と5月8日に現地を確認し、譲渡人との話し合いもさせていただきました。今までの実績も含め拡大するということでございますので、非常に意欲を持っておられました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号40番福山です。現地確認させていただき、譲受人は、今現在その地区でもかなり地域の農業を先頭して引っ張っていただける方だという安心感を得ましたので推進委員としても何ら意見申し上げるところはございません。皆様のご審議お願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号17について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号18について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号18番について説明します。参考図は19ページ、20ページです。
- 申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
- 譲渡人は遠方に居住しており、また高齢により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は譲受人の実家近くにあり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。自家消費用の野菜を栽培するにあたり、実家の農機具を借用するなど応援体制もあり、耕作に支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号18については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号12番寺田です。ただいま事務局の方より説明があったとおりですが、一部訂正しますと、譲受人の実家ではなく譲受人の父親の実家が、この参考図の多羅尾と書いている部分です。譲受人の父親の実家の近くで今回話がまとまり、購入されるということです。
- 参考図の申請地と書いた部分が宅地であり、今は更地となっておりますが、そこを含めて、屋敷畑である申請地も購入されるということです。まだ年齢も若く、仕事があるため、こちらの記載している住所から週末に農業されるということですが、小さな小屋を建てて、週末は田舎の生活をしたいということで申請されました。宅地や申請地を獣害ネット等で囲んでおられ、耕運されれば、すぐに耕作できる状態ですので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号44山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。
当該案件については、特に問題ありません。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号18について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号19について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番について説明します。調書は5ページ、参考図は21ページ、22ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
遠方に居住しており、農地の処分を検討していた譲渡人と、田舎暮らしに興味があり、新たに農地を取得したい譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地に隣接する空き家を購入予定であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。現地は不耕作地であるものの、隣接する畑で自家消費用の野菜を栽培することへの熱意があり、必要な農機具を購入するなどの営農計画が出されていることから、耕作に支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号19については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。ただいま事務局の方より説明があったとおりです。
5月11日に現地確認を行いました。不耕作というより荒廃が大変進んでおりましたので、代理人にもう一度、耕作意欲を確認したところ、連絡があり、5月17日から譲受人が来て伐採等の復元をされるということでした。5月28日にもう一度現地確認したところ、綺麗に刈り取られておりましたので、生産意欲があるということで許可相当と考えました。

整理番号18の件も同じですが、不耕作地ということで、今後は担当委員のパトロール等でしっかりと確認していきたいと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号44山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。
当該案件については、特に問題ありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号19について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。
議案第54号については以上であります。

議 長 続きまして、**議案第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
4条調書、整理番号2について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2番について説明します。調書は7ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。申請地を住宅敷地にするための申請です。

申請者は相続財産管理人であり、被相続人の財産を相続するものが不在のために管理業務を行っており、家庭裁判所で選任を受けた書類が添付されています。新たな造成工事はなく、北側、東側にはすでに建築物があり、南側は屋敷畑として駐車場及び庭として利用されています。雨水排水は自然地下浸透ですが、周囲は道路と里道に囲まれ、溢れた雨水は道路側溝等に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係

者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号2については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。事務局の説明のとおりです。4月30日に黄瀬推進委員、改良組合長、管理人と現地を確認いたしましたところ、許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

担当推委 続いて、区域番号8黄瀬推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。申請地は、住宅に隣接しており、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず4条調書、整理番号2について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、4条調書、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3番について説明します。参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。
申請地を史跡の遺構保存のために環境整備するための申請です。計画によると、申請地は紫香楽宮跡の遺構が発掘調査で検出したもので、平成26年に市が策定した「史跡紫香楽宮跡整備活用実施計画」に基づく公園整備事業として、遺構保存のために既存の畔を撤去し、花壇を設置する予定です。建築物や付帯する構造

物設置がないため、主だった造成はありません。雨水排水は自然地下浸透処理とされますが、隣接する農地はなく、周囲は道路に隔てられていることから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされ、関係書類で確認しています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号3については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。この件につきましては平成26年に市が策定した「史跡紫香楽宮跡整備活用実施計画」に基づく公園整備事業の詳しい説明がございましたとおりでございます。私もこの地域で関係したイベント等を行っており、このような整備が、皆さんに対していろいろな形で有効に生かされると思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。ただいま、事務局の説明並びに黄瀬農業委員の説明のとおりでございます。これに関しては何も意見がございません。ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず4条調書、整理番号3について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、4条調書、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号4について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番について説明します。参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。

申請地を戸建て住宅にするための申請です。新たな造成工事はなく、西側にはすでに建築物があり、東側は屋敷畑として駐車場利用されています。雨水排水は自然地下浸透ですが、周囲は道路と水路に囲まれ、溢れた雨水は道路側溝等に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号4については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局の説明のとおりでございます。5月8日に福山推進委員と黄瀬地区農業組合長の立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。その結果でございますが、事務局の説明のとおり、何ら問題ないということと判断しました。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号40番福山です。祖父から譲り受けた孫が申請人となっております。黄瀬農業委員と黄瀬地区農業組合長が同席した現地確認において、地域に全然影響がないということも確認されておりますので、推進委員としても意見ございません。ご審議お願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号4について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。
議案第55号については以上であります。

議 長 続きまして、議案書第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号11番について説明します。調書は9ページ、参考図は32ページ、33ページ、土地利用計画図は34ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。
申請内容は、貸資材置場を目的とする、農地の贈与です。計画によると、譲受人は申請地南側に居住をしており、同じく北側に隣接して工務店を営み、保管場所を探していた事業者に対して、当該地を建築資材のストックヤードとして賃貸借されます。新たな造成工事はなく、搬入車両の駐車スペースを確保しつつ、敷地内に建築資材を配置されます。雨水排水については、自然地下浸透としつつも、溢れた雨水は北側の既設水路及び、東側道路側溝に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、今回贈与とされるため、事業にかかる所要資金はありません。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号11については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。ただいま事務局の説明のとおりです。岡崎推進委員と現地確認をいたしましたところ、許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。ただいま事務局及び山崎農業委員からご説明のありましたとおり、周辺の環境、当該地の現況などからも農地利用最適化推進の観点から問題なしと思いますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず5条調書、整理番号11について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号12について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号12番について説明します。参考図は35ページ、36ページ、土地利用計画図は37ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、通路・駐車場、ドッグランを目的とする、農地の売買です。計画によると、譲渡人は市外居住のために不耕作であり、隣接住居も現在空き家となっていたところ、当該空き家に移住し、近くでドッグラン利用できる適地を探していた譲受人とで合意し、申請されたものです。南側申請地については新たな造成工事はなく、現状の通り宅地への通路及び自家用車3台分の駐車場として現況利用されます。北側申請地については、保全管理されていた畑地の地盤を生かして、犬2頭のドッグランとして利用される他、周囲にフェンスを設置する程度となります。雨水排水については、これまでどおり自然地下浸透ですが、隣接農地所有者の同意も得られており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号12については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号16番鍋家です。事務局に説明いただいたとおりでございます。令和6年4月6日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から転用計画について聞き取りをいたしました。申請者は甲賀市の空き家バンクを利用して、農地

付きの物件を購入され、ドッグラン並びに駐車場として利用される計画です。周辺農地には影響ないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。顛末案件ですが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議 長 続いて、区域番号 1 5 清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 1 5 清水です。事務局並びに鍋家農業委員から説明があったとおりで、農地利用適正化推進には支障がないと考えられます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5 条調書、整理番号 1 2 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 1 2 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5 条調書、整理番号 1 3 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 1 3 番について説明します。参考図は 3 8 ページ、3 9 ページ、土地利用計画図は 4 0 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。

申請内容は、駐車場にするため農地の売買です。計画によると、電気部品の製造を行う譲受人が、市内の自社工場従業員のために申請地北側の建物を社宅・寮として取得し、その際の従業員用駐車場として利用される予定です。新たな造成工事はなく、畑地の地盤を生かして露天利用される他、雨水排水については自然地下浸透としつつも、道路側に向けられた地盤勾配により前面道路側溝に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第 5 条第 2 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た

していると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号13については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。4月26日に辻推進委員と仲介業者から説明を受け、現地確認を行いました。社員の駐車場として利用される予定です。近隣住民との話し合いも問題なく行われています。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号16辻推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号16辻です。先日、中本農業委員と現地確認を行いましたところ、特に問題ございませんでした。よろしくご審議のほどをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号13について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番について説明します。調書は10ページ、参考図は41ページ、42ページ、土地利用計画図は43ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第1種農地です。

令和3年3月の農振計画見直しにより、農用地区域から除外手続きがされています。申請内容は、工場建設を目的とする、農地の売買及び賃貸借です。除外後の当該申請地は第1種農地ですが、「拡張にかかる部分の敷地面積が、既存の施設

の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可できる」とされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、自動車部品の製造販売を行う譲受人において、電気自動車関連の事業拡大に伴い工場を増設することになり、工場及び搬入車両の駐車場を配置するうえで、まとまった一段の敷地を確保するために近隣地で用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかったことから転用申請をされたものです。工場及び関連設備にかかる農地は27,596㎡、開発面積としては29,271㎡です。この計画区域に、高さ18.5mで、建築面積6,143㎡の工場棟を建築されます。建蔽率は20.99%です。その他の土地利用としては、西側にパレット・ラック等により積み上げた車体加工部品の資材置場、工場棟両サイドに大型車の待機スペースを計4箇所、さらに従業員・来客用の駐車場を予定されています。造成工事については、敷地外周に設置する新設水路に向けて地表水が流れるよう、切土および盛土により整地が行われます。土砂が流出しないように、敷地境界にはL型擁壁などのコンクリート構造物を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は北西に1点集水し、道路の既設水路に運ばれ、最終的に1級河川田村川に放流処理されます。事業実施にかかる全体説明はもとより、隣接する地権者には日照による影響、騒音などについても説明し同意を得られており、また申請地が四方を道路に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、道路管理者とも協議がなされています。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号14については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席5番中本です。5月13日に辻推進委員と工事関係者から説明を受け現地確認を行いました。この案件は、令和3年より進められていた計画であり、工場建設に関する同意は全て得られており、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号16辻推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号16辻です。ただいま事務局と中本農業委員の説明のあったとおりで、特に意見ございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、5条調書、整理番号14について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000㎡を超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
また、許可については、「都市計画法第29条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号15番について説明します。参考図は44ページ、45ページ、土地利用計画図は46ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、工場敷地を目的とする農地の売買です。計画によると、鉄製品・建築資材の製造を行う譲受人が、外注加工から自社加工に変えるために、製造活動ができる事業地を探されていた中、準工業地域である当該地を適地として申請されたもので、塗装・再生加工場及び従業員・来客用駐車場、資材置場として利用されます。造成工事については、地盤が道路敷から低い、敷地北側部分について一部盛土した後、碎石により整地されます。また、敷地内には既に倉庫が建築されており、工場として再利用されます。雨水排水については、自然地下浸透をベースとしつつ、溢れた雨水は隣接する水路に放流処理されます。申請地は道路及び宅地に囲まれ、東側は不耕作であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号15については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席５番中本です。５月１２日に大森推進委員、地区の区長と現地確認を行いました。仲介業者から説明を受け、排水等や近隣住民との話し合いも問題なく行われており、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号１７大森推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号１７大森です。事務局並びに中本農業委員のご説明のとおりで、問題なしと判断します。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

担当農委 議席１２番寺田です。事務局にお尋ねします。事務局の説明で、賃貸借と言われたように思ったのですが、調書には売買と書いてあるのはどちらが正しいのですか。

事 務 局 大変申し訳ございませんでした。口述で賃借と申し上げましたが、記載のとおり正しくは売買でございます。よろしく願いします。

議 長 他にご質問ありませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、５条調書、整理番号１５について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、５条調書、整理番号１５については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号１６について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１６番について説明します。調書は１１ページ、参考図は４７ページ、４８ページ、土地利用計画図は４９ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の青地農地です。

申請内容は、農業用加工工場及び付属施設の建設を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、譲受人は製茶業を主に営む農事組合法人であり、規模拡大のために碾茶工場の増築と熱源となるガス貯蔵所の新設を予定されています。土地利用としては、既存工場の南側に、高さ10m、建築面積615.88㎡、建ぺい率61.71%の工場を1棟と、北側に261.9㎡のガス貯蔵所を建築されます。申請地は原則転用不可の農用地区域内農地ですが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された用途の場合には、例外許可できることとされており、申請地は令和6年4月に農用地利用計画変更にて、農業用施設用地として用途変更されています。造成工事については、南側申請地はすでに土砂が搬入されて地固めされており、これまでも申請者が駐車場利用されていたことから、新たな盛土はない見込みです。試掘後、現況地盤をベースにL型擁壁を設置するなどし、土砂流出防止を図られます。北側申請地は既存工場と同じ高さになるように部分的な盛土後、砕石仕上げとし法面は安定勾配とされます。雨水排水については、南側申請地は既存の排水路に接続放流、北側申請地は自然地下浸透とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号16については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席11番奥村です。事務局より説明がありましたとおりです。令和6年5月12日に中邨推進委員、申請者と現地確認を行い、転用目的と転用計画について聞き取りました。譲渡人は約30年前に農事組合法人立ち上げメンバーの1人です。今回、転用される土地も農事組合法人立ち上げ時から農地として法人が使用している土地で一部転用となります。また周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号20中邨です。申請地は、事務局が言われたようにお茶の加工施設に隣接した農地です。集落が進める農地利用最適化推進には全く支障がありません。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、5条調書、整理番号16について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号17について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号17番について説明します。参考図は50ページ、51ページ、土地利用計画図は52ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、およそ1,000㎡の区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル144枚、パワコン9台を設置されます。造成工事については、畑地を利用した地盤整備のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については、場内処理を基本とし、自然地下浸透処理とされます。この他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置するほか、年2回の草刈り、防草シートの整備などの保全対策をされます。反射光についても設置角度について隣接者の同意を得られており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号17については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席3番緩利です。現所有者の方は、高齢で農地の処分に困っておられるということと不耕作で長期間放置されているような所でした。今回、太陽光発電を目的とされて譲受人が購入をしていただき、今後、草の管理や水、その辺のところも全部見てくれるということで、代理人さんとの話をさせていただきました。本来ですと、確かに畑であったりだとか、水田であったりという形をキープできるのが嬉しいところではありますが、持ち主さんのところから考えますと、最善の

策ということになるかと思しますので、今回の申請は致し方ないというふうに判断をしております。皆様の審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23清水です。事務局と緩利農業委員からご説明のあったとおりです。特に付け加えることはありません。農地利用の最適化の推進には何ら支障はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、5条調書、整理番号17について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号19について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号19番について説明します。調書は12ページ、参考図は56ページ、57ページ、土地利用計画図は58ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場及び資材置場を目的とする、農地の売買です。計画によると、陶器卸販売、小売業を行う譲受人において、現在市内に保有していた資材置場の返却に伴い、代替地として自社の隣接農地所有者と合意に至り、必要となる大型車駐車場及び陶器製品の資材置場として利用されます。造成計画については、全体を盛り土により地盤勾配をつけて整地する他、法面は安定勾配仕上げとされ、土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透をベースとしつつ、溢れた雨水は敷地周囲に新設する排水路を通じて集水し、西側水路に放流処理されます。隣接農地は申請地から一段高いことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、

事業に要する資金は自己資金及び借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号19については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番寺田です。3月27日に城推進委員と共に現地にて建設業者から詳しく説明を受けました。土砂流出防止に関しては先ほど事務局より詳しく説明があったとおりです。申請地につきましては、長年不耕作ということで、かなり荒廃も進んでいた土地です。利用状況は田となっておりますが、確認当日は綺麗に業者の方で刈り取られ、現況は復帰しておりました。なぜ荒れたかという、もともと用水が悪く、もともと取っていった新池という池も数年前に埋め立てられたからで、今後も用水が困難な土地ということから農地に復活することは難しいと思います。今回の申請で荒廃した土地が解消されることは近隣の皆さんも、良いと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。事務局と寺田農業委員の説明のとおりです。農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、5条調書、整理番号19について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。

また、許可については「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定の締結と「同時許可」となります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号20について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号20番について説明します。参考図は59ページ、60ページ、土地利用計画図は61ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、庭・駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、空き家となっている宅地を取得し入居するにあたり、一部庭として利用するほか、隣接地を自家用の露天駐車場として、敷地一体利用されます。敷地南側はすでに砕石舗装されており、雨水排水については、敷地の既設排水経路により処理されるとともに、西側は地盤が締め固まっております。現況利用のため自然地下浸透とされます。隣接農地は石垣及びフェンスで隔てられており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号20については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番寺田です。事務局のご説明のとおりです。弟さんの死去に伴い、相続を受けられましたが、当人も高齢で嫁いでいるため、財産整理を行うということで、今回申請されました。2月の総会でも相続された農地を売買され、財産処分をされております。たまたま買い手が見つかり、今回申請されましたが顛末案件であったということで申請されました。30年余りこの状態で、周囲に影響もなくこられたことで、許可相当と考えますので、ご審議のほどお願いします。

議 長 整域番号44山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。
特に問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず、5条調書、整理番号20について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、5条調書、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号21について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号21番について説明します。参考図は62ページ、63ページ、土地利用計画図は64ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。
- 申請内容は、駐車場整備を目的とする、農地の売買です。申請地については、農用地区域であったことから令和6年2月の農振計画見直しによる農用地除外を受けて、申請をされました。計画によると、大型車両2台、その他車両5台を配置し、積み下ろし場、転回場を場内に設けるほか、車両出入りとして、国道に対し間口6mから12m程度の進入路及びスロープを整備されます。造成計画については、盛土により整地後、法面を安定勾配にて整備し、隣接農地への土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透により処理されるほか、地盤勾配を1.5パーセント程度設けて、国道の側溝及び既設水路を通じて集水し、河川放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号21については、議席14番植西委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席14番植西です。事務局からの説明のとおりであり、関谷推進委員と立ち会い確認しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号45関谷推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号４５関谷です。事務局及び植西農業委員の説明のとおりでございます。補足説明ですが、農地利用最適化の推進においては問題ありません。

先ほど事務局のお話もあったと思うのですが、国道４２２号のカーブの場所のため交通安全上、大変危険という地元の方のご意見もありましたが、今回の案件により緩和されると思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、５条調書、整理番号２１について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、５条調書、整理番号２１については、許可とすることに決定いたします。

議案第５６号については以上であります。

議 長 続きまして、**議案第５７号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第５７号について説明します。今月の決定は、６件です。１４ページの利用権等設定総括表をご覧ください。使用貸借権の設定の面積は、２，９５２㎡です。所有権移転の面積は、７，８２４㎡です。借り手、貸し手および買い手、売り手と、農地の所在、面積、期間等は、１５から１６ページの利用権設定等の明細のとおりです。なお、明細右側に記載の借賃１０ａ当たりの金額欄については、番号１および番号２については、所有権の移転のため、「売買価格」の１０ａ当たりの金額を記載しています。次に、借り手・買い手の農地台帳による経営状況は、１７ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等ございましたらお伺ひいたします。

- 議 長 ご質問等も無いようですので、議案第５７号について、採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手多数】賛成１７人、棄権１人
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第５７号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知
をいたします。
議案第５７号については以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第５８号「**農地利用最適化推進委員の委嘱について**」を議題
といたします。
農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員長より報告をお願いします。
- 委 員 長 ６月４日に開催いたしました農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におい
て、宇川農事改良組合の推薦による候補者水口町宇川在住、鎌倉康弘さんについ
て、活動経歴等の審査を行い、評価を行いました。
評価の結果、候補者は農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地利用
最適化推進委員の業務を適切に行っていただける方であるとしましたので、ここ
に報告します。以上です。
- 議 長 ただいま説明がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いいたし
ます。
- 議 長 ご質問等も無いようですので、議案第５８号「**農地利用最適化推進委員の委嘱
について**」を採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手多数】賛成１７人、棄権１人
- 議 長 挙手多数でございます。
よって、議案第５８号「**農地利用最適化推進委員の委嘱について**」は、原案ど
おり可決いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員については、本日、総会後に委嘱交付式を行
いますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。
議案第５８号については以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第５９号「**農地利用最適化推進委員の辞任について**」を議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は20ページとなります。令和6年5月29日付で、今村彰農地利用最適化推進委員から、健康上の都合により辞任の届けがありました。この件については、農業委員会等に関する法律第23条により、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができることとなっております。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました件について、ご質問等ございましたら伺いいたします。

農委 議席8番山崎です。今村彰農地利用最適化推進委員ですが、令和5年11月から7ヶ月間病気療養されています。農地利用最適化推進委員を7ヶ月も休まれると担当地域の農業委員は大変困ります。このことから、治る見込みがないのであれば3ヶ月間などと区切っていただきたい。7ヶ月間休み辞任届を提出し、募集等により次の農地利用最適化推進委員が委嘱されるまでに2ヶ月あるので、合計9ヶ月間この地区いないことになる。もう少し何か規定等により3ヶ月で本人に確認するなどの対策ができないかと思いました。

議長 今後、事務局と相談さしてもらいたいと思います。

議長 他にご質問ありませんか。

議長 ご質問等も無いようですので、議案第59号について、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第59号については、同意することに決定いたします。
議案第59号については以上で、あります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は21ページから26ページ、参考図は65ページから72ページです。今月は農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が7件です。以上です。

- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようでしたら報告案件は以上でございます。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きまして、報告事項に入ります。
- 議 長 事務局報告事項について、順次説明をお願いします。
- 事 務 局 ・ 地域ブロック会議の結果
 ・ 県常設委員会報告
 ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
 ・ 経過と予定
- 議 長 報告事項は以上でございます。
- 議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 農 委 議席 8 番山崎です。総会資料の参考写真ですが、隣の森地委員は役員会で配布された物を持っておられます。役員以外にも同じ物を送付していただきたいなと思います。
- 事 務 局 参考写真として事務局が現地確認を行っている写真等の情報ですが、役員会で案件説明する資料を役員以外の農業委員にも共有させていただくためにタブレット配信する方向で調整させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
- 農 委 議席 1 2 番寺田です。この話ですが、多分以前にもあったと思うんですよ。その時に、農地法 2 条申請に関しては、荒廃具合がわからないので誰でも見られるように写真をここに貼り出すと、それ以外は無しやいうことで、確か決まったと思います。
- 事 務 局 過去の経過等もあって今に至っているのかなと思いますが、事務局も勉強不足で大変申し訳ございません。整理させてもらい可能な限り前向きに検討したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 他にご質問ありませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。